



令和5年5月31日提供

母子父子寡婦福祉資金償還金の納入通知書における 決済方法の誤記載について

堺市から発送した母子父子寡婦福祉資金の償還金の納入通知書において、使用できないモバイル決済を使用できるものとして誤って記載していることが判明しました。

対象となる市民の皆様にご迷惑をおかけすることを深くお詫び申し上げます。今後このような事態が発生しないよう、再発防止を徹底します。

※母子父子寡婦福祉資金

母子家庭・父子家庭・寡婦の経済的自立を支援するため、修学資金をはじめ 12 種類の母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを行う国の制度。

1 発覚経緯

- ・令和 5 年 4 月上旬に、各区子育て支援課より、母子父子寡婦福祉資金の償還対象者(計 827 人、1,206件)に対して、令和 5 年度の納入通知書を送付しました。(発送日は区により異なる。)
- ・5月25日(木)午前中に、償還対象者のうち1名から「納入通知書に記載のモバイル決済が使えなかった」と区 子育て支援課へご連絡がありました。これを受けて、子ども家庭課において、収納代行業者に確認したところ、納入 通知書に使用できないモバイル決済アプリを記載していることが判明しました。
- ・納入通知書を送付している償還対象者 827 人のうち、モバイル決済が使用できないと連絡があったのは、現在のところ当該連絡者のみです。

2 原因

- ・当該収納業務については、令和 4 年度以前から収納代行業者に業務委託を行っており、償還対象者はコンビニエンスストア等で支払いが可能でした。
- ・今回、令和 5~7 年度分の収納業務に関し代行業者と令和 4 年 8 月に契約を締結後に、新たに 8 社のモバイル決済からの支払いが可能となった旨を納入通知書へ記載しました。
- ・仕様書では、「モバイル決済等による収納実施は市と収納代行業者で協議するもの。」となっており、本来モバイル 決済を新たに追加する場合は、本市から収納代行業者に別途使用申込をしなければならないにもかかわらず、担 当者が令和4年8月の契約締結によって使用可能となったと誤認していました。
- ・さらに、一部のモバイル決済については、事業者側の規制等により本収納業務に利用できないにも関わらず、その点 も確認できていませんでした。



(納入通知書に記載のモバイル決済アプリ)

モバイル決済アプリ名	使用状況	備考
PayB	使用可	・令和4年度以前に使用申し込み済み
楽天銀行・銀行 Pay (ゆうちょ Pay,こい Pay, YOKA!Pay,OKI Pay) ,J-CoinPay・d 払い・ ファミペイ	使用不可	・使用にあたっては使用申し込みが必要 現在は使用できないが、使用申し込み をすれば使用できるようになる。
LINEPay·PayPay·auPay	使用不可	・貸付金には使用できない

3 対応

- ・対象者の方に、納入通知書に記載のモバイル決済アプリが使用できない旨のお詫び文書を本日付で発送しました。
- ・楽天銀行・銀行 Pay・J-Coin Pay・d 払い・ファミペイにつきましては、すみやかに収納代行業者に使用申し込みを行い、使用できるようになり次第、本市の母子父子寡婦福祉資金のホームページにてお知らせいたします。なお、使用可能となる時期は、約2か月後となる見込みです。

4 再発防止策

- ・今後、収納業務等において新たな決済方法を導入する際には、必ず収納代行業者へ直接連絡し、使用条件の 確認を徹底します。
- ・本事例について収納代行業者を利用する関係部局へも改めて情報共有し、庁内での再発を防止します。

い合わせ先

担 当 課:子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課

電話: 072-228-7331 ファックス: 072-228-8341